

議案第 9 1 号

北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 4 7 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 1 中「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 8」に改め、同表備考 2 中「3 4 6 円」を「3 5 6 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分について適用し、同日前に行われた一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、なお従前の例による。

議案第91号参考資料

北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>別表第1（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 し尿手数料は、表に定める額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 一般世帯の特殊便槽については、この表に1世帯当たり<u>346円</u>を加算する。</p>	<p>別表第1（第8条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 し尿手数料は、表に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 一般世帯の特殊便槽については、この表に1世帯当たり<u>356円</u>を加算する。</p>